

安全・適正就業基準

(目的)

第1条 この「安全・適正就業基準」は、公益社団法人仙台市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における会員の就業に伴う事故防止及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条に定められた業務に係る適正な就業を確保することを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業に当たってはこの基準を遵守し、安全・適正就業に努めなければならない。

(安全就業のポイント)

第3条 会員は就業に当たり次の安全就業のポイントを守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだり慌てたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、準備体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 共同作業では、就業前のあいさつを心掛け、点検・点呼、作業内容の確認、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 酒気を帯びての就業は、厳に慎むこと。
- (10) 常に健康に注意し、健康な状態で就業すること。
- (11) 仕事の前日は、十分睡眠を取るよう心掛けること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定・機械刈り除草・手刈り除草・清掃等の作業に従事する場合は、別途定める「作業別安全就業基準」等を守り、安全就業に努めなければならない。

- 2 会員は、職群別に作業手順書、受注手順書等が定められている場合は、それらを守り安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、作業内容によっては、保護帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ安全帯を使用しなければならない。

- 2 会員は、前項のほか、安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通事故の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを遵守するとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあつては、十分注意し運転しなければならない。

- 2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを遵守するとともに、交通事故に注意しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、作業を行うときは、通行人等に対し安全に配慮し、必要に応じて、作業中であることがわかる標識を設置するなどして、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業しなければならない。

- 2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。
- 3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具を使用してはならない。その際、器具がセンターの備品である場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。
- 4 会員は、安全衛生特別教育規程に定められている器具類（刈払機、チェーンソー等）を使用して作業する場合は、法定研修を受講しなければならない。

(健康管理・炎天下での作業)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

- 2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分取るよう心掛けなければならない。
- 3 こまめな水分・塩分補給や休憩をとること。
- 4 休憩は風通しの良い涼しい場所で行うこと。
- 5 できるだけ日陰の場所から作業を始めること。
- 6 作業前日に環境省発表の暑さ指数(WBGT)が33以上となる予測がされた際に発表される「熱中症警戒アラート」が発令された場合、または、暑さ指数(WBGT)が35以上となる予測がされた際に発表される「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合は、現場作業を中止し、作業日の振替などの対処をすること。
- 7 作業中、体調に異変を感じたら無理をせず、作業を一時中断するなどの対処をすること。

(安全講習会)

第11条 会員は、万が一の事故に備え、センター等が主催する各種安全就業講習会には、努めて参加しなければならない。

(適正就業の遵守)

第12条 会員は、適正な就業を確保するため、適正就業ガイドライン（厚生労働省・全国シルバー人材センター事業協会）について理解を深め遵守に努めなければならない。

(就業の基本形態)

第13条 会員による就業は、グループ就業を原則とする。また、就業期間が長期になる場合は、会員が公平な就業の機会が得られるよう、発注者の理解を得てローテーション就業を基本とする。

- 2 同一発注者からの同一業務による就業は、発注者との契約に基づき1年ごとに見直しを行うものとする。また、継続して就業する場合においても特別な事情がない場合、原則として5年を限度とする。
- 3 会員の就業にあたっては、「発注者側従業員」との混在（共同）作業や、発注者の指揮・命令を受けずに独立して処理できる内容であること。
- 4 発注者との契約時および就業会員が作業を開始する前に、発注者と詳細に打合せを行い、作業内容について十分に理解すること。
- 5 作業内容が契約と異なる事態などが生じた時は、就業会員は速やかに事務局に連絡し、指示を受けること。
- 6 会員の就業機会の公平化を図るため、原則として、同一会員の複数にわたる就業は避けるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、契約更新までの一定の期間に限り認めることができる。
- 7 会員が就業期間中に次に掲げる(1)～(6)の事項が確認され、継続困難な状況があると認められる場合、センターは当該会員に必要な事実等確認を行い、その就業を停止又は終了させることができる。
 - (1) 健康上の問題が生じ、体力、技能等が低下した場合
 - (2) 発注者又は共同で就業する他の就業会員との間にトラブルを発生させた場合
 - (3) 就業に関して発注者等から苦情があった場合
 - (4) 会員就業規約、本安全・適正就業基準に違反した場合
 - (5) 会員の就業実態と請負又は委任契約の内容に乖離が認められる場合
 - (6) ハラスメント行為があった場合(ハラスメント行為とは、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等相手の嫌がることをして不快感を覚えさせるハラスメント行為全般とする)
- 8 前項により、センターが会員の就業を停止又は終了させるときは、当該会員に通知するものとする。ただし、前項第5号に該当する場合には、発注者にも通知するものとする。
- 9 前7項により、会員の就業を停止又は終了しようとする場合、センターは事前に弁明の機会を与えなければならない。

(報告義務)

第14条 会員は、仕事場との往復時や就業中にケガをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の会員又は会員本人がセンターに報告し、応急の措置を講じるようにしなければならない。

- 2 就業の実態が関係法令等に照らして不適切であることが疑われる場合についても、会員はセンターに報告し、必要な是正を求めなければならない。

(改廃)

第15条 この基準の改廃は、理事会で決定する。

(その他)

第16条 会員は、この基準に定める以外に、安全・適正就業に資する事項がある場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、令和３年１０月１５日から施行する。

附 則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。